

NEWS *Club* OA

第74号

株主総会ってなに？

～中小企業にも大切な年に一度のイベント～

ファーマ行政書士事務所

くめ

栞

まさはる

昌治



2025年4月20日発行

株主総会ってなに？～中小企業にも大切な年に一度のイベント～

会社を経営していると、毎年必ず行わなければならない「株主総会」。名前は聞いたことがあっても、実際にどんなことをするのか、ピンとこない方も多いかもしれません。この記事では、株主総会の基本をわかりやすく解説します。

株主総会とは？

株主総会は、その名のとおり「株主」が集まって開く会議のことです。株式会社の最高意思決定機関であり、会社の重要な事項を株主の多数決（原則）で決める場です。

主に話し合われるのは、

- ・ 決算の承認（利益が出たか、赤字かなど）
- ・ 役員の選任・解任
- ・ 会社の定款（会社の基本ルール）の変更 などです。

誰が出るの？

基本的には株主が出席します。ただし、中小企業では社長一人が全株を持っていることも多いため、形式的な意味合いが強いこともあります。それでも、法的には開催が義務です。

また、取締役や監査役（いる場合）は、議案の説明や報告をする立場として出席します。

いつ、どこで開催するの？

通常は事業年度が終わった後3か月以内に行います（例：3月決算なら6月末までに開催）。場所は会社の本店や会議室など、定款に定められていればどこでもOKです。最近では、書面やオンラインでの開催も認められるようになっていきます。

何を準備すればいい？

中小企業の株主総会でも、次のような書類が必要です。

- ・株主総会招集通知（事前に送付）
- ・議事録（終了後に作成し、保存）
- ・決算書などの資料
- ・議案（たとえば、「〇〇さんを取締役に選任します」など）

※一人株主の場合も「開催したこと」を証明するため、議事録の作成は必須です。

株主総会を開かないとどうなる？

株主総会を正しく行わないと、決算が有効にならなかったり、税務署や法務局から指摘を受けたりする可能性があります。また、株主とのトラブルの原因になることもあります。

まとめ

株主総会は「会社のけじめ」ともいえる年中行事です。特に中小企業では、「自分一人しか株主がいないから適当でいい」と思われがちですが、書面の整備や議事録の作成はしっかり行うべきです。正しく実施することで、会社の信頼性も高まり、将来の融資や事業拡大にもプラスになりますよ。

もし具体的なご質問やお困りのことがあれば、当事務所までお気軽にご相談ください。

薬事法務コンサルタント・行政書士 桑 昌治

ファーマ行政書士事務所

URL: <https://pharma-office.com/>